

## 野田市立こだま学園指定管理者候補者 選定委員会（フォローアップ）会議録概要

開催日時	令和2年2月13日（木）午前11時30分から11時45分まで
開催場所	野田市役所5階 512会議室
出席委員	副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、保健福祉部長、 管財課長
欠席委員	行政管理課長
事務局	障がい者支援課、行政管理課

### 1 開会

<委員長から開会の言葉>

### 2 議事

令和元年度（4月～12月）野田市立こだま学園業務報告書及び令和2年度野田市立こだま学園業務計画書の審査について

<事務局から令和元年度（4月～12月）野田市立こだま学園業務報告書及び令和2年度野田市立こだま学園業務計画書について一括して説明>

<審議の概要>

- 業務報告書1ページの令和元年度の外来療育相談件数は、平成30年度に比べてどのくらい増加しているのか。  
→ 開催曜日と時間が決まっているため、実施件数は大きく変わらない。しかし、平成30年度分は平成30年1月に相談日が埋まったが、令和元年度分は平成30年11月に埋まってしまうくらい希望者が増加している。
- 業務報告書1ページの保育所等訪問支援について、今年度の訪問実績と具体的な成果を教えてほしい。  
→ 訪問した事業所数は小学校や幼稚園等の合計5カ所である。児童が一人でトイレに行けるようになった、一人で服薬ができるようになった等の成果があった。
- 業務報告書6ページの委託実施状況について、送迎バス運行の委託先が2社に分かれている理由を教えてほしい。  
→ 市の直営の時は大新東株式会社1社に委託していたが、利用者が増加したため委託先を追加した。大新東株式会社は運転手派遣のみだが、有限会社みず季野観光はバスの持込みによる委託契約となっている。

- 業務報告書7ページの人員配置について、平成30年度は園長が専従だったが、令和元年度は法人の理事長を兼務している。園長が法人の理事長を兼務することに支障はないか。
  - 県の設置条例やこだま学園の仕様書に、管理者の兼務を制限する規程はない。また、法人の理事長としての業務は、通所児童が帰宅した後に行っているため、園長業務に支障はない。
  
- 業務報告書8ページの法定点検の実施状況について、「異常なし」と記載されている項目は、障がい者支援課で実際に点検結果の確認をしているか。
  - 月度報告書による報告があったときに現地へ行き、内容を確認している。
  
- 業務報告書8ページの法定点検の実施状況について、令和2年度の業務計画書に実施計画がある「小規模簡易専用水道管理状況検査」が令和元年度の実施状況に記載されていない理由を教えてください。
  - 令和元年度は法定点検に記載した「受水槽点検清掃」に含まれていた。令和2年度は含まれていないため、別に記載した。
  
- 業務報告書9ページの事故、要望又は苦情の対応状況について、「屋外フェンスの破損」の危険性がないと判断したのは誰か教えてください。
  - 営繕課に危険性がない旨を確認している。
  
- 業務報告書11ページの利用件数について、保育所等訪問事業が令和2年度の利用計画と比べて令和元年度の訪問日数が少ない理由を教えてください。
  - 4名が幼稚園に移行し並行通園が始まることから、令和2年度は訪問日数が増えると予想している。そのため、令和元年度は令和2年度と比較して少ない。
  
- 業務計画書8ページの人員配置について、保育所等訪問支援を行う職員は固定しているのか。
  - 固定している。しかし実際には、その職員が通所児童の療育を補助することが多いため、令和2年度もこだま学園の通所児童数が増える場合には、通所児童の療育を補助する業務の割合が増える可能性がある。
  
- 業務計画書13ページの「収支計画」について、令和2年度も非常勤を活用した現行体制を維持していくと思うが、このことについて障がい者支援課の見解を教えてください。
  - 利用者数の増加に対応するため、常勤・非常勤を問わず職員を確保し、サービスの質が低下しないよう努めたいと考えている。

<審議の結果>

令和元年度(4月～12月)野田市立こだま学園業務報告書及び令和2年度野田市立こだま学園業務計画書について承認

3 閉会